インターナショナルスクール等に通学する児童生徒の対応について

1 これまでの経緯

教育委員会では、フリースクールやインターナショナル等の民間教育施設への通学を希望する保護者に対して、民間教育施設は、現行の法律で認可されている学校でないので、就学義務を履行するためには、公立学校へ就学する必要があること。民間教育施設等に通学する場合であっても、公立学校への登校や学習状況の報告が必要であること。教科書の給与も学校から行われること。学校からの連絡には必ず応じること。など確認した上で民間教育施設等への通学確認書を提出させています。

主なインターナショナルスクール等

- ・ホープインターナショナルスクールアカデミー (最も多い)
- ・ビージービースクール
- ・沖縄クリスチャンスクール
- ・ダヴィンチインターナショナルスクール
- ・ザイオンクリスチャンスクール

※児童生徒の学びの保障の観点から、不定期の登校を受け入れている。

- 2 本町のインターナショナルスクール等に通学する児童生徒の実態
 - ・北谷小学校4人・北玉小学校17人・浜川小学校63人・北谷第二小学校 31人
 - ・北谷中学校 7人・桑江中学校 27人
 - ※ 浜川小学校の校区にホープインターナショナルスクールがあるために、在籍数が突出している。
 - ※ 浜川小学校には、不定期に登校する児童は、約40名
 - ※ インターナショナルスクール等が夏休みに町立学校へ通った児童生徒数 小学校生は57人、中学生は10人

3 現状と課題

【児童生徒】

- ・国語(日本語)の授業を受けておらず、ひらがな・カタカナ・漢字の読み書きの技能が不 十分で授業についていけないが児童が多く、コミュニケーションがとりにくい。
- ・学習内容(進度)の違いがあり、個別の対応に追われる。教材の準備などにも時間 が割かれる。学習についていけず、手遊びをする児童もいる。
- ・当該学年の学習内容が身についていない。(例:学年は3年生だが1年生レベル等)
- ・登校する日が不定期な場合が多く、来たり来なかったりする児童がいる。また、週で決まった曜日だけ登校する児童もいる(例:毎週木・金は登校等)学習進度もバラバラになるので個別の対応に時間が割かれる。
 - ※ 学校においては、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、児童の心身の発達の 段階や特性及び学校や地域の実態を十分に考慮して、適切な教育課程を編成して、教

育をおこなっております。しかし、児童が不定期に登校することによって、本来の教育活動が行えず、教職員に負担が増加している。

【保護者】

- ・外国語中心の保護者にはコミュニケーションがとりにくい。連絡も取りづらい。こちらから電話してもなかなかとってもらえない。
- ・公文も通常のものに加え、英文で作成する場合もある。また、AET や英語ができる職員が通訳をやってくれているが、業務外の内容。
- ・給食の数報告等が煩雑である。登校する場合は一週間前までに報告となっているが、数日前に登校の連絡が来る場合もある。その場合は弁当持参をお願いしている。

4 文部科学省

学校教育法第 17 条第 1 項、第 2 項には、学齢児童生徒の保護者にかかる就学義務について規定されています。そこでは保護者は子を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」、「中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」に就学させると規定されています。よって、保護者が日本国籍を有する子を一条校として認められていないインターナショナルスクールに就学させたとしても、法律で規定された就学義務を履行したことにはなりません。

学校教育法においては、小学校等の課程を修了した者が中学校等に進学することを予定しています。これは、同法第45条に規定しているように、中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的としているからです。

このことを踏まえると、**例えば一条校でないインターナショナルスクールの小学部を終** えた者が中学校から一条校への入学を希望してきても認められないこととなります。イン ターナショナルスクールの中学部の途中で我が国の中学校へ編入学を希望する場合も同様 です。

5 他の教育委員会の対応

(1)新宿区

インターナショナルスクール等の長期休業などを理由に、一時的な区立学校への就学はできません。インターナショナルスクールから区立学校への就学は、区立学校に継続して通い続けることを原則として就学していただきます。よって、区立学校への就学については、インターナショナルスクールを退学したことが確認できる書類が必要です。

(2)港区

区立小学校では、心身の支障等、毎日登校することが困難な場合などは、学校と相談の上、

限定して登校することを認めるケースもございますが、学校に籍がある以上、指定された登 校日に登校するのが前提であり、インターナショナルスクール在籍の有無に係わらず、自由 に行きたい日だけの登校を認めることはしておりません。

6 今後の本町の対応について

インターナショナルスクール等に通う児童生徒は、今後も増えることが想定されること から、インターナショナルスクール等へ通う児童生徒に対して、他の教育委員会がおこなっ ているように、**不定期な登校を認めない等の対応を検討する。**

平成30年3月5日 教 育 長 決 裁 改正 令和2年2月1日

民間教育施設等に通う児童生徒の取扱いについて

1. 民間教育施設等とは?

民間教育施設とは、学校教育法第1条に規定する学校(以下「一条校」といいます。) として認められていない、民間のフリースクールやインターナショナルスクール等を指しま す。以下は、町内在住者が通っている主な民間教育施設です。

- ・アメラジアンスクール(宜野湾市)・ビジービースクール(北谷村)
- ・沖縄クリスチャンスクールインターナショナル (読谷村)
- ・ザイオンクリスチャンアカデミー(北谷町)
- ・ホープインターナショナルアカデミー(北谷町) 等

民間教育施設等と表記する場合、基地内の学校やホームスクール(家庭での学習)も 含みます。

2. 民間教育施設等の取扱いについて

一条校として認められていない民間教育施設等への就学は、学校教育法で規定されている

3. 町立学校に在籍する民間教育施設等に通う児童生徒の取扱いについて

就学義務には当たりません。よって、民間教育施設等へ通う場合であっても、義務教育を果たすには、町立学校へ就学し、中学校卒業までの義務教育を受ける必要があります。

民間教育施設等に通学しながら、町立学校に就学している児童生徒の取扱いは以下のとおりです。

- (1) 指導要録について 指導要録を作成し、学級に配置します。
- (2) 教科書について 通常の児童生徒と同様に教科書を給与します。
- (3) 給食費について 在籍校へ登校し、給食を食べた日数分の給食費を日割りで支払います。
- 任精校へ登校し、結長を長へに日剱分の結長質を日割りで文払 (4) 災害共済給付掛金について

通常の児童生徒と同様に、災害共済給付掛金 230 円/年を徴収します。しかし、町立学校に1度も登校がない長期欠席児童生徒は徴収の対象外です。

(5) 出欠の取扱いについて

町立学校に出席せず民間教育施設等に通っている場合の出欠の取扱いについては、「不 登校児童生徒への支援のあり方について(通知)」(令和元年10月25日文部科学省初 等中等教育局長)の別記1、別添3及び町教育委員会の判断の目安を参考に学校長が、町 教育委員会との十分な連携を持って判断する。

※町教育委員会の判断の目安

- 1 保護者と学校と民間施設との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- 2 民間施設が、不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを目的としていること。
- 3 学習・相談・指導のあり方、児童生徒の将来へ向けた社会的自立へ向けての支援等 が適切に行われていること。
- 4 民間施設の実施者が、不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識 又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

<参考>現在出席扱いを認めている教育施設等

- 1 北谷町青少年支援センター
- 2 沖縄県適応指導教室「てるしの」
- 3 アメラジアンスクール
- 4 NPO法人サポートセンター「ゆめさき」

(6) 進級・卒業認定について

各学年の課程の修了および卒業の認定は、学校教育法施行規則第 57 条及び第 58 条に基づき、児童生徒の平素の成績を評価して、学校長が判断します。

(7) 教職員需給計画・学校個別表について

民間教育施設等に通っている児童生徒で、1年間出席のない場合は、教職員需給計画や学校個別表の数に含まれません。学校基本調査等の各種調査には含まれるので、教職員需給計画にかかる児童生徒数と在籍児童生徒数が異なる場合があります。

4. 民間教育施設等に通う児童生徒の手続きについて

- (1) 児童生徒が町外から転入し、民間教育施設等に通学する場合 通常の転入学手続きに加え、『民間教育施設等への通学確認書』の提出があります。
 - ① 町役場住民課で住所の異動手続き
 - ② 町教育委員会で転入学手続き(民間教育施設等への通学確認書記入)
 - ③ 学校で転入学手続き
- (2) 在籍児童生徒が途中から民間教育施設等に通学する場合

町教育委員会で、『民間教育施設等への通学確認書』の記入があります。学校からも、 民間教育施設等へ通学する際の注意点について説明します。

(3) 在籍児童生徒が途中で民間教育施設等を退学する場合

既に在籍している児童生徒が、民間教育施設等を退学する場合の手続きはありません。 町立学校への本格的な登校を開始する場合は、登校日や徴収金等について、学校が説明 します。

(4) 民間教育施設等に通学する児童生徒が町外へ転出する場合

通常の転出手続きと同様です。学校は『在学証明書』『教科書給与証明書』を保護者へ 配付します。

- ① 学校で転出手続き
- ② 町役場住民課で住所の異動手続き
- ③ 町教育委員会で転出手続き

5. Q&A

- Q1. 民間教育施設等の夏休み期間だけ、在籍校に登校することはできますか。
 - A1. 町立学校へ在籍しているということは、町立学校へ登校することが前提にあります。夏休み期間に関わらず、本来、町立学校へ登校すべき児童生徒ですので、いつでも登校は可能です。
- Q2. 民間教育施設等に通っているため、町立学校に就学しない場合はありますか。
 - A 2. 先述のとおり、民間教育施設等への通学は就学義務を果たしていることにはなりません。就学義務がないのは以下の場合です。
 - ①二重国籍で、他に教育を受ける機会が確保されているため、就学義務免除をする 場合。

児童生徒の国籍	民間教育施設への就学の取扱い	町立学校の在籍
日本国籍のみ	町立学校へ就学し、民間教育施設へ通う	あり
	町立学校へ就学し、民間教育施設へ通う	> あり
二重国籍	または	
	就学義務免除申請をし、民間教育施設へ就学する	→なし
外国籍のみ	民間教育施設へ就学する(就学義務無し)	なし

②日本国籍を持っていない外国人児童生徒で、町立学校への就学を希望しない場合。

二重国籍および外国籍の取扱いについて

1. 就学義務免除制度

日本国籍を持つ児童生徒は義務教育の対象となります。しかし、<u>二重国籍</u>で、他に教育を受ける機会が確保されていると認められる場合は、保護者の就学義務免除申請により、 就学義務を免除することができます。その場合、町立学校への在籍はありません。

2. 就学義務免除者の転校について

(1) 就学義務免除者が、町立学校に編入するとき

就学義務免除者が町立学校へ編入する場合も、通常の転入学手続きと同様に、まず教育委員会学校教育課で手続きします。その後、学校へ案内します。教科書は、学年で使用する分を全て給与します。

(2) 在籍児童生徒が、就学義務免除をするとき

町立学校に在籍する児童生徒が、基地内学校やインターナショナルスクールに転出を する時、二重国籍であれば、教育委員会学校教育課で就学義務免除申請の手続きをする ことができます。

就学義務免除により町立学校を退学する場合も、通常の転出手続きと同様に、在学証明書と教科書給与証明書を転出児童生徒の保護者に配付します。

3. 就学義務免除者の一時的な編入または体験入学について

基地内学校やインターナショナルスクール等に通っている児童生徒の保護者から、アメリカの教育制度における夏休み(主に6月中旬~8月末まで)を利用して、日本の学校へ通わせたいという問合せがあります。しかし、本町は学校数に対して就学義務免除者の数が多いため、夏休み等における一時的な編入や体験入学について受入れを行いません。

町立学校に在籍があり、民間教育施設等に通っている児童生徒とは取扱いが異なります。

4. 外国籍児童生徒の就学について

外国人に就学義務はありませんが、町内に住民登録をしている外国人が町立学校への就 学を希望する場合、日本人児童生徒と同様に、無償教育として受け入れる必要があります。